

令和5年度瑞浪市観光パンフレット・ポスター作成業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 委託業務名 令和5年度瑞浪市観光パンフレット・ポスター作成業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月22日(金)まで
- (4) 提案額 上限金額 6,000千円(消費税および地方消費税を含む)

2 参加資格

(1) 参加資格

次の条件をすべて満たすもの

- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- ・ 破産宣告を受け復権していない者でない者 ・ 銀行取引停止処分を受けているものでない者
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条または民事再生法(平成11年法律225号)第21条の規定による更生手続または再生手続の開始の申立がなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること
- ・ 瑞浪市暴力団排除条例(平成24年第25号)に規定する暴力団でないこと
- ・ 瑞浪市観光協会との連絡調整が都度行えること
- ・ 過去5年間に同種業務または類似業務を作成し、官公庁等に納品した実績(下請負人として受託した実績は除く)のある企業であること

(2) 失格事項

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする

- ・ 提案書の提出期限を過ぎた場合
- ・ 提案書に虚偽の記載をした場合

3 スケジュール

内容	日程
質問受付期限	令和5年8月22日(火)
質問回答期限	令和5年8月29日(火)
参加表明書提出期限	令和5年9月5日(火)
企画書等提出期限	令和5年9月12日(火)
一次審査結果連絡	令和5年9月中旬
二次審査日程予定	令和5年9月下旬

4 提出物(企画提案書等)

業務委託事業者の選定に参加するものは、次のとおりに必要書類を提出すること ※各9部

※1部を正本とし社名等が記載されたものとし、残り8部は社名等を記載せずに提出すること。

※企画提案書の作成にあたっては、社名がわからないようにすること。また、応募者が特定できる記号・デザイン等も使用しないこと。

- ・参加表明書 【様式1】
- ・企画提案書（A4サイズ、ページ番号を付すこと） ※構成案とデザイン案を含む。
- ・会社概要及び類似業務契約実績【様式2】を記載し、内容を証明する書類（データ）等を併せて添付すること。
- ・実施体制図 【様式3】 ※当該業務の処理にかかわる者すべてを記載すること。
- ・実施スケジュール ※制作に係る一連の流れがわかるように記載すること。
- ・見積書（内訳を添付）

5 提出方法と提出先

- ・提出方法：持参もしくは郵送
（郵送の場合は、提出期限内に必着することとし、以降の到着は無効とする。）
- ・提出先：瑞浪市観光協会（下記連絡先）
- ・提出期限：令和5年9月12日（火）17時必着

6 質問の受付 本委託業務の内容に関する質問方法については、下記のとおりとする。

- ・質問方法：文書（自由様式）により行うものとし、持参、郵送又は E-mail のいずれかの方法によるものとする。
- ・受付窓口：瑞浪市観光協会（下記連絡先）
- ・受付期限：令和5年8月22日（火）（平日の9時00分から17時30分とする）
- ・回答方法：令和5年8月29日（火）までに観光協会 HP 上に回答する。

7 事業者の選定方法等

（1）選定方法

選定については、「令和5年度瑞浪市観光パンフレット・ポスター作成業務事業者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が行う。審査委員会は、別紙1「評価項目及び評価基準に基づき審査し、一次審査を通過、二次審査の評価点の高い参加者より受託候補者及び次順位者を選定する。

（2）一次審査

企画提案者が4者以上の場合に、企画提案書による一次審査を行い、評価点の高い順に順位を決定し、二次審査の対象として3者を設定する。

審査結果については、参加者全員へ令和5年9月中旬に電子メールにて通知する。また、審査結果については、順位のみを通知する。

（3）二次審査

一次審査を通過した者によるプレゼンテーションを行い、企画提案書及びプレゼンテーションの際に、プロジェクター等を用いて説明することも可能とするが、必要な場合はプロジェクター及びスクリーンは瑞浪市観光協会では準備するので事前に連絡をすること。その他必要な機器

(PC等)は、参加者において準備すること。

① 日時 (予定)

令和5年9月下旬

② 場所

瑞浪市産業振興センター (瑞浪市上平町 5-5-1)

3階中会議室

③ 時間

1事業者につきプレゼンテーション 30分程度 (企画提案 15分以内、質疑応答 10分以内、準備・片付け 5分以内)を予定。

(4) 受託候補者の決定

審査の結果を含む最終選考結果は、審査参加者に文書及びメールにて通知する。審査結果に関する意義の申し立ては受け付けない。

決定した受託候補者が辞退した場合は、次点のものが受託候補者となる。

(5) 契約締結

決定した受託候補者は、業務委託契約の締結をもって正式に受託者とする。

【留意事項】

(1) 提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提案書作成にあたり委託者が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この目的の範囲であっても、委託者の了承を得ることなく第三者に対して、これを開示したり使用させたりすることも禁止する。

(3) 提案書等、提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該提出書類を無効にする。

(4) 提案者は提案書等の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとし、提出期限後の提出書類の変更及び追加は認めない。

(5) 提案書等、すべての提出書類は返却しない。なお、提出書類は、審査に必要な範囲で複製するものとする。

(6) 提案書提出後に辞退する場合は、辞退届【様式4号】を提出するものとする。

8 問合せ・質問受付

・書類提出先 瑞浪市観光協会

〒509-6122 瑞浪市上平町 5-5-1 瑞浪市産業振興センター内

担当：日比野・稲垣

TEL：0572-51-8161 FAX：0572-51-8161

mail：mizunami.kankou@gmail.com